別紙様式2-1 総括表

提出先 神戸市

介護職員等処遇改善加算等 処遇改善計画書(令和6年度)

1 基本情報

| フリガナ | シャカイフクシホ | ウジン コウエイカイ | \$ MATERIA | |
|---------|-----------------------|----------------|------------|-----------------------------|
| 法人名 | 社会福祉法人 | 弘英会 | | Sec. 19. |
| 法人所在地 | 〒 651-2312 神戸市西区神出 | 町南368-119 | | |
| フリガナ | タクミ トシヒト | 1.37.25 | | |
| 書類作成担当者 | 宅見 壽仁 | Company Wash | | |
| 連絡先 | 電話番号 | 078-965-3080 | E-mail | kandes.c@office.eonet.ne.jp |

2 賃金改善計画について

(1)加算額以上の賃金改善について(全体)

| (1) | (1)加弄战众工的负亚以合门 2010(12件) | | | | | | | |
|-----|---|-----|------------|---|----------|--|--|--|
| 令和 | 令和6年度に賃金改善が必要な額と賃金改善の見込額 | | | | | | | |
| 1 | 令和6年度の加算の見込額 | (a) | 57,095,098 | 円 | | | | |
| | うち、令和5年度と比較して令和6年度に増加 i)する加算の見込額 | (b) | 4,875,190 | 円 | | | | |
| | ア うち、令和7年度の賃金改善に充てるため に繰り越す部分の見込額 | (c) | 1,000,000 | 円 | | | | |
| 2 | 令和6年度の賃金改善に充てる必要がある加算の 見込額(賃金改善が必要な額)(a - c) | (d) | 56,095,098 | 円 | ← | | | |
| 3 | 令和6年度の賃金改善の見込額 (②の額以上となること) | (e) | 56,100,000 | 円 | ← | | | |
| | | | | | • | | | |

| 令和 | 05年度と比較した令和6年度の増加分の配分方法 | | | 5 | | | |
|----|--|-----|-----------|---|--------------|----------|------|
| 4 | 令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額(繰越分を除く。) (b ~ c) | (f) | 3,875,190 | 円 | ← | ← | |
| ⑤ | 令和6年度に④を原資として行う新たな賃金改善の見込額(ベースアップ(基本給及び決まって毎月支払われる手当の一律の引上げ)によるもの) | (g) | 2,720,000 | 円 | \leftarrow | | · /@ |
| 6 | ⑤以外で、その他の手当、一時金等による新たな 賃金改善の見込額 | (h) | 1,155,190 | 円 | | | |
| 7 | 新たな賃金改養の見込額の合計(g+h) | (i) | 3,875,190 | 円 | | ← | |

【記入上の注意】

- * (b) には、令和5年度と比較して令和6年度に増加する加算の見込額として、旧3加算の上位区分への移行によるもの(令和6年4・5月分)並びに 令和6年度改定での加<u>算率の引上げ及び新加算 I ~Ⅳ への移行</u>によるもの(令和6年6月以降分)の合計額が別紙様式2-2、2-3及び2-4から自 動で転記される。このうち、令和7年度の賃金改善のために繰り越す額 (c) を除いた額が、(f) に転記される。
- ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへとつながるよう、令和6年度分の加算額の全額を令和6年度内の賃金改善に充てることは求めず、介護サービス事業者等の判断により、その一部を令和7年度に繰り越して賃金改善に充てることを認める。令和7年度に繰り越す額は、(b)を上回らない範囲内で各事業者等において設定し、(c)に記載すること。また、繰越分は全額令和7年度の賃金改善に充て、期間中に事業所が休廃止した場合には、必ず一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配分すること。
- * (e)·(g)·(h) には、新加算等の算定により実施する介護職員の賃金改善の見込額を計算し、記入すること。その際、加算による賃金改善を行った場合の法定福利費等の事業主負担の増加分を含めることができる。
- * (g) は (f) の見込額以上となること。ただし、ベースアップのみにより当該賃金改善を行うことができない場合(例えば、令和6年度介護報酬改定を 踏まえ賃金体系等を整備途上である場合)には、必要に応じて、その他の手当、一時金等を組み合わせて実施しても差し支えない。したがって、 (j) の値(g + h の合計)が (f) 以上であれば差し支えない。

(2)加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことの誓約

✓ 処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 ←

【記入上の注意】

- 「処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げない」とは、①「加算取得年度の賃金の総額」から「当該年度の各加算による賃金改善所要額の総額」を除いた額と、②「前年度の賃金の総額」から「前年度の各加算額及び独自の賃金改善額」を除いた額を比較し、①の額が②の額を下回らない(加算等の影響を除いた賃金額の水準を引き下げない)ことをいう。実績報告書では、これらの賃金額の具体的な記載を求めるため、詳細な考え方は、別紙様式3-1(実績報告書)2(2)を参照すること。
- ただし、サービス利用者数の大幅な減少等の影響により、結果として加算以外の部分で賃金が下がった場合には、その事情を別紙様式5「特別な事情に係る届出書」により届け出ることで算定要件を満たすこととする。

| (3)賃金改設 | 善を | 行う賃金 | 項 | 目及び | 方法 | | | | | | | | | | | | | | <u>@</u> |
|--|------|-------------------------|----|----------------------|---------|------------|-------------|----|-------------|------|-----------|------------|--------------|----------------|---------|----|------|----------|----------|
| | €施 | 期間 | | | | 令和 | 6 | 年 | 4 | 月 | ~ | 令和 | 7 | 年 | 3 | 月 | (12 | 2 か月 |) |
| ②賃金改善を行 6給与の種類 | | 基本給 | | 手当(新 | 新設) | V | 手当(| 既存 | の増額 | i) [| 賞 | 与 | ☑ そ | の他 | (| | 時金 |) | |
| | | á該事業所(就業規則 賃金改善に | | | ☑ 賃: | 金規程 | | | ✓ ₹ | の他 | (でる部: | 分を抜きは | | | 面にて | 職員 | に周知 | ı |) |
| 総与規程(介護保険制度による処遇改善 R4.5改訂) 第34条 介護保険の各制度において法人が定める処遇改善に係る計画に基づき、法人は、介護職の職員その他法人が指定する職員に対して、昇給並びに処遇改善手当及び一時金の支給により職員の処遇を改善するものとする。 2 昇給額並びに処遇改善手当及び一時金の支給額については、処遇改善計画に基づき、各人ごとに決定する。 2 昇給額並びに処遇改善手当及び一時金の支給額については、処遇改善計画に基づき、各人ごとに決定する。 3 処遇改善手当は、月例給与に含めて支給するものとする。ただし、保険者との精算の必要から一時金で支給する場合がある。 4 第2項の規定により決定した昇給額並びに処遇改善手当及び一時金の支給額については、年度当初に <u>その金額及び支給方法を</u> 職員に周知する。 5 前各号による処遇改善は、介護保険制度の変更により各制度が行われなくなった場合は、廃止する。 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1 | 《前年度に提 上記取組の | | | から変 | | 5場合に 4 年 | _ | 変更箇所 月 | | _ | るなど明 施済 | | ること 定 | :.) | | | | |
| ④ベースアップ の実施予定 | 2 | 実施する | | 能しない 、やむを行 い事情 | 得な | | | | | | | | | | | | | | |
| (1)(参考) | 月客 | 等処遇改 質賃金改 中は適用さ | 善多 | 要件 I | (新加 | 算Ⅳ(| D1/2J | | の月 | | | | - F | 算 I· | ~W] | | | | |
| | | 新加算Ⅳ框 | | | | | | | | 15,6 | 63,6 | 75 円 | <u> </u> ← , | | | | | | |
| ② 令和6年原 改善による | 隻のる額 | 加算による (① の見 | 賃金 | 改善の 以上と | 見込額なること | 〔のうち ≤) | 、月額貿 | 金 | | 15,7 | 00,0 | 000 円 |]←[` | 1 | | | | | |

- 令和7年度以降に新加算の算定を行う場合は、本要件を必ず満たす必要があることから、上記のグレー色のセルに「×」が付く場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に、<u>加算を原資とする一時金等の一部を基本給等の引上げに付け替える</u>などの必要な対応を行うこと。
- (2)月額賃金改善要件Ⅱ(旧ベア加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善)【新加算Ⅰ~Ⅳ】 ※新加算 I ~IVを算定するまで旧ベア加算又は新加算 V(2)-(4)-(7)-(9)-(13) を<u>算定していなかった</u>事業所のみ
- (3)月額賃金改善要件Ⅲ(旧ペア加算額の2/3以上の新規の月額賃金改善)【旧ペア加算】

【令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 令和6年度も令和5年度のベースアップ等加算の配分のために行ったものと同等以上の賃金改善を継続することを誓約すること

令和5年度も旧ベースアップ等加算を算定しており、令和6年度も同様の賃金改善を継続します。

【令和6年4・5月から<u>新規に旧</u>ベースアップ等加算を算定する事業所について】

⇒ 新規に算定する事業所の旧ベースアップ等加算について、介護職員とその他の職種のそれぞれについて、賃金改善の見込額の3分の2以 上が、基本給等(基本給又は決まって毎月支払われる手当)の引上げに充てられる計画になっていること

BLL

(1)

(4)キャリアパス要件 Ⅰ・Ⅱ

| 【新加算 I ~Ⅳ·Ⅴ(1)~(6)·Ⅴ(8)·Ⅴ(1)、旧処遇 I·Ⅱ】 | | | 0 |
|--|-------|--------|---|
| production are the second of t | | ** | |
| A company of the control of the cont | | | |
| センリアパフ亜州 1 (年田亜州・賃余休系の数) | は (英) | | |

該当

| r <u>キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)</u> |
|--|
| ☑ 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 ← ◎ |
| イ 介護職員の <u>任用</u> における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。 |
| ロ イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。 |
| ハイ、口について、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。 |
| |
| |
| |
| キャリアパス要件Ⅱ(研修の実施等) □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| □ □ 次のイと口の両方の基準を満たす。 ・ □← ⑤ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ |
| イ 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。 |
| 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の イの実現のた 能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること |
| めの具体的な 取組内容 「該当する項」・職員の経験年数、職責・職務内容を基に社外研修への参加を進めている。 |
| 目にチェック (✔)した上 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること |
| で、具体的な 「 ② ・実務者研修、介護福祉士資格取得を優先した勤務調整を実施。 |
| ロ イについて、全ての介護職員に周知している。 |
| |
| |
| |
| (5)キャリアパス要件Ⅲ 【新加算 エ~Ⅲ、Ⅴ(1)-(3)-(8)、旧処遇 エ】 |
| キャリアパス要件皿(昇給の仕組みの整備等) |
| ▽ 次のイと口の両方の基準を満たす。 ← 🕲 |
| イ 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 |
| □ 経験に応じて昇給する仕組み |
| 具体的な仕組 学 ※「動続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 みの内容(該 資格等に応じて昇給する仕組み |
| 当するもの全 図 ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して てにチェック 就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |
| (✔)するこ 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み と。) 「✓ ③ ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明 |
| 文化されていることを要する。 |
| ローイについて、全ての介護職員に周知している。 |
| \square |
| (6)キャリアパス要件Ⅳ 【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定 I・Ⅱ】 |
| キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) ⇒以下の欄が「O」の場合、要件を満たしている。 |
| 旧特定加算 I・II の要件(4·5月) ⇒ 1 (別紙様式2-2「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記) |
| 新加算 I・II、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)の要件(6月以降) ⇒ ⑥ (別紙様式2-3「⑥キャリアパス要件IV」の欄から転記) |
| 新加算Ⅰ・Ⅱの要件(年度内の区分変更後) ⇒ (別紙様式2-4「⑥キャリアパス要件Ⅳ」の欄から転記) |
| 「一 |
| |
| Г 🗆 |
| |
| [□] . |
| |
| |

(7)キャリアパス要件 V 【新加算 I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(0)、旧特定 I】

| キャリアパス要件 V(介護福祉士等の配直要を | | | |
|-------------------------------------|--------------|---|------------------------------|
| 旧特定加算 I の要件(4·5月) | | 0 | (別紙様式2-2「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記) |
| 新加算 I、V(1)・(2)・(5)・(7)・(10)の要件(6月以降 | <u></u> }) ⇒ | 0 | (別紙様式2-3「⑦キャリアパス要件 V」の欄から転記) |
| 新加算 [の要件(年度内の区分変更後) | ⇒ | | (別紙様式2-4「⑦キャリアパス要件V」の欄から転記) |

(8)職場環境等要件

•-

【新加算 I・Ⅱ、V(1)~(7)·(9)·(10)·(12)又は旧特定 I・Ⅱを算定<u>する場合</u>】

| 区分 | 内容 | 0 |
|------------------|--|----------|
| | 法人や事業所の経営理念やケア方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 | |
| 入職促進に向 | 事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 | |
| けた取組 | 🔽 他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者等にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築 | |
| | 職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力度向上の取組の実施 | |
| 資質の向上や | ☑ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとするに対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等 | 者 |
| キャリアアップ | 研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 | |
| に向けた支援 | エルダー・メンター(仕事やメンタル面のサポート等をする担当者)制度等導入 | |
| | 上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ等に関する定期的な相談の機会の確保 | |
| | 子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指す者のための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 | |
| 両立支援・多 様な働き方の | □ 職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員 □ の転換の制度等の整備 | ` |
| 推進 | ✓ 有給休暇が取得しやすい環境の整備 | |
| | 業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 | |
| | → |) ——— |
| 腰痛を含む心 | ✓ 短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業員のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 | |
| 身の健康管理 | 屋用管理改善のための管理者に対する研修等の実施 | |
| | ■ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備 | |
| | ▼ タブレット端末やインカム等のICT活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入による業務量の縮減 | |
| 生産性向上のための業務改 | ■ 高齢者の活躍(居室やフロア等の掃除、食事の配膳・下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の事務の提供)等による役割分担の明確化 | Ē |
| 善の取組 | □ 5S活動(業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躾の頭文字をとったもの)等の実践による職場環境の整備 | |
| | 業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減 | |
| | ✓ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の | の改善 |
| やりがい・働き | ── 地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 | |
| がいの醸成 | ── 利用者本位のケア方針など介護保険や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 | |
| | ── ケアの好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供 | |

| 「日ネスル西州】 | ľ±chn 🖛 τ . π | V(1)~(7)-(9)-(10)-(12). | 四件完 [. 11] |
|----------|---------------|-----------------------------------|-------------|
| 「見てん化異性」 | 【新加嘎】。1. | · V [1] ~ [/]• [9]• [[]]• []]. | 10特正!"儿】 |

| 実施する | | 0 |
|------------------------|---|---|
| ホームページ | ☑ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の「介護サービス情報公表システム」(「事業所の特色」欄での選択 | D |
| への掲載 | □ 職場環境等要件の24項目のうち、実施する取組項目の自社のホームページへの掲載 | |

4 要件を満たすことの確認・証明

以下の点を確認し、満たしている項目に全てチェック(✔)すること。

| 確認事項 | 証明する資料の例 (指定権者からの求め に応じて提出) |
|--|-----------------------------------|
| ✓ 処遇改善加算等として給付される額は、職員の賃金改善のために全額支出します。 また、処遇改善加算等による賃金改善以外の部分で賃金水準を引き下げません。 | 就業規則、給与規程、給 与明細等 |
| 令和7年度に繰り越す額(2(1)① i ア)がある場合は、全額、令和7年度の更なる賃金改善に充てま ジ す。期間中に事業所が休廃止した場合には、一時金等により介護職員その他の職員の賃金として配 分します。 | 就業規則、給与規程、給 与明細等 |
| キャリアパス要件 I ~ 皿のうち、満たす必要のある項目について、証明となる書面を作成し、職員に周 知しました。また、計画書の提出時点で書面の準備ができていない場合は、令和6年度中(令和7年3 月末まで)に書面を整備します。 | 就業規則、給与規程、資 質向上のための計画等 |
| 労働基準法、労働災害補償保険法、最低賃金法、労働安全衛生法、雇用保険法その他の労働に関する法令に違反し、罰金以上の刑に処せられていません。 | _ |
| ✓ 労働保険料の納付が適正に行われています。 | 労働保険関係成立届、 確定保険料申告書 |
| ☑ 本計画書の内容を雇用する全ての職員に対して周知しました。 | 会議録、周知文書 |

※ 各証明資料は、指定権者からの求めがあった場合には、速やかに提出すること。

※ 本様式への虚偽記載のほか、旧3加算及び新加算の請求に関して不正があった場合並びに指定権者からの求めに応じて書類の提出を行うことができなかった場合は、介護報酬の返還や指定取消となる場合がある。

本処遇改善計画書の記載内容・確認事項の内容に間違いありません。 記載内容を証明する資料を適切に保管することを誓約します。

令和 6 年 4 月 9 日 法人名 社会福祉法人 弘英会

代表者 職名 理事長

氏名 米田 秀志

ര

(確認用) 提出前のチェックリスト

・以下の項目にオレンジ色の「×」がないか、提出前に確認すること。「×」がある場合、当該項目の記載を修正すること。

※ 空欄が表示される項目は、記入が不要であるため対応する必要はない。

| | 2 賃金改善計画について | |
|-----|---|-------------------|
| | 令和7年度への繰越し見込額が令和6年度に増加する加算の見込額を超えない計画となっている | |
| (1) | 令和7年度に繰り越す額を除いた加算額以上の賃金改善を行う計画となっている | (0) |
| | 令和6年度に増加する加算の見込額を超える賃金改善を行う計画となっている | (0) (0) (0) |
| (2) | 加算以外の部分で賃金水準を引き下げないことを誓約している | (0) |
| (3) | 賃金改善を行う賃金項目及び方法を記載している | 0 |

| | 3 介護職員等処遇改善加算等の要件について | | | | |
|-----|-----------------------|--|--------------|--|--|
| (1) | 月額賃金改善要件Ⅱ | 旧ベースアップ等加算相当の2/3以上の新規の月額賃金改善を行う計画になっていること | | | |
| (2) | 月額賃金改善要件Ⅲ | 令和5年度から継続して旧ベースアップ等加算を算定する事業所について、令和5年度以前から の賃金改善の取組の継続を誓約していること | 0 | | |
| | | 令和6年4·5月から新規にベースアップ等加算を算定する事業所について、旧ベア加算額以上の 新規の賃金改善を行う計画になっていること | | | |
| | | 介護職員について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になってい | $oxed{oxed}$ | | |
| | | その他の職種について、賃金改善の見込額の2/3以上が、ベースアップ等に充てられる計画になっていること | | | |
| (3) | キャリアパス要件 I・Ⅱ | キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 I (研修の実施等)の両方を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること $返び$ 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること | 0 | | |
| | | キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)とキャリアパス要件 I (研修の実施等)の <u>どちらか</u> を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に介護職員の任用要件・賃金体系を定めること <u>又は</u> 研修等に係る計画を策定し、研修の実施又は研修機会の確保を行うことを誓約していること | | | |
| (4) | キャリアパス要件Ⅲ | キャリアパス要件II(昇給の仕組みの整備等)を満たすこと。ただし、満たさない場合は、令和6年度中(令和7年3月末まで)に昇給の仕組みを整備することを誓約していること | O | | |
| (5) | キャリアパス要件Ⅳ | 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数が事業所あたり1以上となるような計画になっていること。ただし、満たさない場合は、小規模事業所等である等の理由を記載すること | 0 | | |
| (6) | キャリアパス要件 V | キャリアパス要件V(介護福祉士の配置等要件)を満たすこと | 0 | | |
| (7) | 職場環境等要件 | 新加算等の区分ごとに必要な数以上の職場環境等要件の取組を行っていること | 0 | | |
| | | 情報公表システム等での見える化要件を満たすこと | 0 | | |

| 4 要件を満たすことの確認・証明 | |
|-------------------|---|
| 必要な項目が全て選択されていること | 0 |
| 誓約・記名が行われていること | 0 |